図書館等公衆送信サービスに係る著作物や著作権者等の判別のための 著作権法第30条の4による利用について

(第1回事務処理等スキーム分科会(2022年4月28日)での説明に関する補足資料)

文化庁著作権課

著作権法第30条の4は、いわゆる「柔軟な権利制限規定」として、著作物に表現された思想又は感情の享受1を目的としない行為を広く権利制限の対象としたものです²。

本条の活用が想定される場面としては、例えば、「書籍や資料などの全文をキーワード 検索して、キーワードが用いられている書籍や資料のタイトルや著者名・作成者名などの 検索結果を表示するために書籍や資料などを複製する行為」が挙げられています3。

これを踏まえると、図書館等公衆送信に関して行われることが想定される、著作物の種類、権利者、出版社、保護期間の継続・満了の別等の権利に関する情報を著作物の視認により判別するために必要な複製、公衆送信等の利用行為(以下「複製等」といいます。)を行うような場合は、当該複製等が専ら上記の判別の目的に限って、その必要と認められる限度において行われるものであれば、担当者による著作物の内容の知覚は、担当者の知的・精神的欲求を満たすという効用を得ることに向けられた行為ではないと考えられることから、同条の活用が可能な事例に該当するものと考えられます。その際、具体の行為の第30条の4の該当性の判断に当たっては、当該複製等が行われる目的や範囲が重要となりますので、複製等を行う図書館側と送信される管理団体側で、その方法等についてあらかじめ取り決めをしておくことが望ましいと考えます。

なお、本条ただし書きにおいて「当該著作物の種類及び用途並びに当該利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。」とされていますが、これは、想定される利用行為が著作権者の著作物の利用市場と衝突する場合や、将来における著作物の潜在的販路を阻害する場合が想定されます。

【参考条文】(著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用)

- 第三十条の四 著作物は、次に掲げる場合その他の当該著作物に表現された思想又は感情を自ら享受し又は他人に 享受させることを目的としない場合には、その必要と認められる限度において、いずれの方法によるかを問わず、 利用することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該利用の態様に照らし著作権者の利益を不 当に害することとなる場合は、この限りでない。
 - 一 著作物の録音、録画その他の利用に係る技術の開発又は実用化のための試験の用に供する場合
 - 二 情報解析(多数の著作物その他の大量の情報から、当該情報を構成する言語、音、影像その他の要素に係る情報を抽出し、比較、分類その他の解析を行うことをいう。第四十七条の五第一項第二号において同じ。)の 用に供する場合
 - 三 前二号に掲げる場合のほか、著作物の表現についての人の知覚による認識を伴うことなく当該著作物を電子計算機による情報処理の過程における利用その他の利用(プログラムの著作物にあつては、当該著作物の電子計算機における実行を除く。)に供する場合

¹ 「著作物等の視聴等を通じて、視聴者等の知的・精神的欲求を満たすという効用を得ることに向けられた行為」(加戸守行『著作権法逐条講義 七訂新版』(公益社団法人著作権情報センター、2021年) 281頁

² これは「著作物の表現の知覚を伴わない利用行為(情報通信設備のバックエンドで行われる著作物の蓄積等)や、著作物の表現の知覚を伴うが、利用目的・態様に照らせば当該著作物に表現された思想又は感情の享受に向けられたものとは評価できない行為(技術開発の試験の用に供するための著作物の利用等)については、著作物に表現された思想又は感情を享受しようとする者からの対価回収の機会を損なうものではなく、著作権法が保護しようとしている権利者の利益を通常害するものではない」ことが理由とされています。(前掲加戸 280 頁)

³ 文化庁著作権課「デジタル化・ネットワーク化の進展に対応した柔軟な権利制限規定に関する基本的な考え方(著作権法第30条の4,第47条の4及び第47条の5関係)」(2018)間16

⁴ 前掲加戸 284 頁参照。